

午後1時30分開会

○小野委員長 皆様、こんにちは。ただいまから契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会を開会いたします。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承ください。

日程に入る前に、報道機関から録音及び撮影の申出がありましたので、委員会冒頭部分のみの撮影と休憩中を除く録音を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、撮影を許可いたします。

〔プレスによる撮影〕

○小野委員長 よろしいでしょうか。それでは、撮影は以上で終了いたします。

日程に入ります。本日の日程をご確認お願いいたします。日程1から順に進めてまいりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。初めに日程1、陳情審査（1）継続審査に入ります。①送付6-6、工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書、②送付6-7、不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ多様な人が話し合って決めるまちづくりの実現を求める陳情、③送付6-12、泥沼にはまつた千代田区を助けるための調査をお願いする陳情の3件の陳情について、一括して取扱いを確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、委員の皆様からご意見を頂きたいと思います。

白川委員。

○白川委員 最初の工事契約に関する議員の関与についての真相の解明を求める陳情書についてです。ここに書かれているのは、①番が区長と議長はどう説明するんだと。②番が、日程を先にこなしておいて、区議会として区民にどう発信するかということを言っております。なおかつ環境まちづくり委員会でそのことに触れずに、もう先に進んでしまった違和感があると。4番目が区民の生活の関わる審議が必要であるが、二度と不祥事を起こさないようにどう議会を刷新するかという、こういうふうなもう最初にこういう問題設定がしてあるんですけど、この件、全く触れていないんですよ、この2年間。

これね、いいかげんにしてほしいなと思うんですけれども、要するに二度と起こさないにはどうするべきかという議会の倫理的な態度というのを全く話し合っていないんですよ。倫理に関して全く話し合っていない。特に議員がどうすべきかという話について全く触れていない。ずっと行政が行政がという、裁判が裁判がという話ばかりして、議員がどう反省すべきかということを全く話し合っていない2年間。この2年間、何だったんだと思うんですよ。この陳情をずっとお預かりしておいて、ずっと保留にしているわけですよ。これ、本当に我々は反省しなければならないことで、どう反省するかを区民に対して発信しなければならないという、最初の目的に立ち返らなければならないと私は思います。

なぜこの倫理を諮らなければならない委員会で、ずっと法律論をやっているんだと。裁判が法律論をやったわけだから、それを受けた我々は倫理について話し合わなければなら

ないんですよ。何で倫理を置き去りにするんでしょうか。なぜ議員の倫理を置き去りにして、関係ない話をしているのか。つまり、裁判の話をほじくり返すのではなくて、我々がどういうふうな倫理的な態度に立てばこういう事件が二度と起こらないかという話しをするべきだと。この陳情をお預かりしておいて、もう先送り先送りとやっていますが、いいかげんこれに答えなければならない時期に来ているんじゃないですか。だって、もう2年たったんですよ。

以上です。

○小野委員長 はい。ご意見をありがとうございます。

小枝委員。

○小枝委員 私も、もうお返しをしなきゃならない時期に来ているというのは、もうそのとおりだと思います。この陳情書を見ても、2024年、つまり令和、今は7だから、6年1月に出てきているわけですよ。もう年が明けたら2年になっちゃうという。ただ、いや、説明の中身は違うというのは、委員会として、申し送り事項とか設置理由というのがあって、その申し送り事項の中に3項目あるわけです。一つが、委員が言われたコンプライアンス、倫理について。二つ目が契約制度について。三つ目が対応等の確認、そして報告書の正当性について。この3項目を確認しましょうねということで、そのことの解説として、当委員会においては、刑事確定記録の閲覧を行い事実確認をする必要があるから、委員会で調査する。そういうふうになっているんですよ。まさにそれを可及的速やかにやるべきだと。一刻も早く日程を明らかにして、何だったら年内に休みなくしてもやるべきだというふうに思います。もうここまで来ているんだから、私が持っている書類を合わせていけば結論は書けるぐらいですね。だから、全体にスピードアップ、そして情報公開、これを公明正大、正々堂々と結論を出していく。そして答えていく。そういうところだというふうに思っています。

○小野委員長 はい。ご意見を頂きました。

ほか。

○大坂委員 様々意見はあろうかと思います。しっかりとその辺を踏まえて委員長のほうで判断をしていく時期に来ているんだろうと思っていますので、その辺りはしっかりとやっていただきたいんですが、一方で、この委員会で、再発防止に向けて様々な政治的な倫理ですとかそういうものを全く議論してこなかったわけではなくて、事実として今年1月22日にちゃんと研修会を開いていますので、様々な切り口がある中で、一つ一つ整理をしてきて、最後残ったところが、今これから、今日議論されるだろう確定記録のところだけが残っていて、そのほかのことについてはこれまで2年間様々積み上げてきているというところだけはしっかりと確認をしていただきたいなと思うんですけれども、委員長、いかがでしょうか。

○小野委員長 はい。ご意見をありがとうございます。

まず、今ご意見を三つ頂いたんですけれども、ところどころで開いていただいている論点チェックリストがございます。こちらは毎回毎回更新をしているんですけども、こちらは、この特別委員会で何を調査すべきなのか、どういうところを論点にするべきなのかというところで、一旦皆様にご理解を頂いた上で全て整理したものです。それを項目ごとに分けて、そして一つ一つ確認をしてきた、取り組んできたというところが履歴として残

っております。

こちらをご覧いただくと、区議会で実施すること、それから区の作成した報告書、対策案に対する確認と指摘事項、それから区の——最後ですね、それに対してできていること、できていないことというところがあるんですけども、今、区議会として自分たちが襟を正すために何をするべきかというところも最初にご意見として出てきました。こちらについていろいろな議論がされたんですけども、まずは勉強会をしっかりやりましょうよということで、勉強会——研修会ですね、研修会というのを1月22日に実施してきました。それをもって一旦済みにはなってはいるんですけども、同時にそれを、例えば倫理条例をつくるのかどうなのかというところでは、真ん中のところをご覧いただると分かるんですけども、適切な委員会に送ることがいいんではないかというようなことがご意見として出ており、この特別委員会の中で倫理条例をつくるというところまでは違うんじゃないかなというようなご意見が多数出ていたのかなというところがありました。とはいえ、そこも含めて、迅速に次にやるんであれば、次に送り先を決めるですとかということをしっかりとしていかなければならないのは事実だと思いますので、ここの中では一旦済みにはなっているんですけども、大きな目的の一つ目として掲げていることですので、引き続きお願ひをいたします。

それから、もう一つ、申し送りの話も出てきました。実際にこの論点チェックリストの一番最後のところをご覧いただいくと、もうほとんど終わりに近いというところの中で、「未」という、取扱いが「未」になっているもの、これがまさに刑事確定記録の閲覧というところにかかるてくる項目になっています。こちらについては、まずそもそも申請をしたにもかかわらず、それが許可が出るのがなかなかちょっと遅かったというところもあったんですけども、申請して、4回行って、そして記録を持って帰ってきたんだけれども、今度はその記録を——記録というのは書き写したものですね、実際に書き写したものとの場で公開することがどうなのかというところをリーガルチェックしなければいけないという、そういうフェーズに入っているということになっています。

そんな中で、陳情はもう早い段階で頂いていまして、今回三つともそうなんですけれども、ところどころ、これはもうちょっとどうなのかなとか、もうこれは、もうここは結論がついているとか、だけどここがまだだなとかいうところで、お一人ずつの陳情を拝見すると、これが全てクリアで、今何かがこの、これを継続にするかしないかというところは皆様にお諮りしたいところなんですけれども、まだちょっと時期じゃないのかなと、残念なんですけれども、本当に長い間、陳情者の方にはお待たせして申し訳ないと思っていますけれども、そうしたところがありますので、皆様も、もういいかげんこの日付を見ても内容を見ても、これはお返しすべきではないかというご意見もあると思うんですけれども、まだ最終的な整理がつけていないかなというところが委員長として感じるところでございます。

白川委員、どうぞ。

○白川委員 ちょっと誤解があるようで。もう一回言いますね。私が言っているのは、この陳情書に関して、基本的な姿勢ですよ。ここで、何事もなかったかのように委員会が行われた、違和感を感じたというところがポイントなんですね。要するに議員は反省しているんであれば、こういうことが二度と起こらないようにどうするかというのを考えて、何

かしらのアクションを起こした後なのに、それが見えていない。要するに反省が見えていないよと。この委員会でもそういうった反省も出ていないじゃないですか。最初に倫理について何かやろうと言ったのに、すぐ立ち消えになってしまって、別の話になってしまった。つまり自分たちに責任がある、自分たちに責任がある、議員に責任があるという気持ちが全くない。

で、この事件って、議員が機密情報を得て、それを漏らさなければ起こっていないんですよ。つまり議員が止められた事件なんですね。だからそこに倫理観があればいいという、そこに倫理観があればそういう事件は起こらなかっただというところが根本なんです。その反省というのが見えないというのが問題であるというふうに私は言っているんです。別に、こここの手続の話をしているんじゃないです。

○小野委員長 はい。今おっしゃっているのが、この一つ目の陳情で、②のところの去る1月25日の環境まちづくり委員会を傍聴されたときのこの一文だと思うんです。この委員会が再発防止委員会として、1月25日に行われた環境まちづくり委員会、私は傍聴をしていなかったかもしれないんですけども、ここで違和感を非常に覚えられたということで、しっかり真相究明、それから不祥事についてしっかりとやってくださいという、そういうくだりなのかなというふうに理解をしております。

これ、どうしても、ちょっとこの委員会で、じゃあ反省をするというところが見えるようにやってきたかというような白川委員のご意見だと思います。また、そういう、誰もが多分こういうことは二度と起こしてはならないということは重々分かってはいるんですけども、そういったところですとか、そこを真摯に受け止めて、しっかりと区民の皆様に議会としておわびをしている、または反省をしているというようなところの姿勢が見えにくいというご指摘というふうに受け止めております。

これは、少し時間がたっていますけれども、まだまだ最中ですから、私どもの中で決して薄れているわけでもないですし、これから引き続きやっていかなければいけないことというのがまだ残っていますので、ぜひこういったご意見がまだまだまちであると思うんですけども、その都度、本当に申し訳ないと。皆様にかけたご不信とかご迷惑ですか、また職員の方々でもそういう方もいらっしゃるかもしれません。そういうことを胸にしっかりと刻んだ状態でこれに取りかかる必要があると思いますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

はやお委員。

○はやお委員 私は議員も反省をし、倫理的なことについての整理をする必要はあると思います。でも、結局は本当の問題が何なのかということが分からなければ、その目指すべき倫理条例も明確にならないんですよ。

今回、何が問題かというと、何が分かっていないかというと、結局は、最終報告書に書いてある、上司からの関与があったのかどうなのか。これは決して法律論じゃないんです。そういうことについてのことがあったかなかったかということによって、組織的な動きがあったのかなかったのか。そして、常態化していた、つまり継続的にやっているのかやつていかないかということだけで、これによって対応というのは全く変わってくる。

そういうところで、今回は刑事確定記録を基に、別に法律論で裁判結果を変えようというものではないということなんですよ。だからそこをやっぱり勘違いしてしまうと、一つ

一つ詰めてきて、パラレルに、一部では、倫理についてはやっぱり議員のほうのいろいろなハラスメントがあったんではないかというところについて、今の基準の中を学びました。そこで今回の、本当に上司からの指示があったのかなかったのか。常態化していたのかしていないかということも今度はミックスしながら、総合的に対策を整理するということなので、ここは、やはります刑事確定記録ということの中身を、肃々と進める中に明確にしていくことだと思いますので、私はこのまま進めていいと思います。

○小野委員長 小枝委員、手が挙がっていましたでしょうか。

小枝委員。

○小枝委員 非常にこの後ろ、後れている問題というんですかね、私と岩田区議は確定記録をもう直接閲覧していますから、もう半年以上前にこれは分かっているわけです。元副区長の言葉もあるけれども、これはもうネットで公開されているけれども、元区議のほうがもっと赤裸々に、副区長との関係性で、指示があったから元部長に聞いたんだということを明確に答えている。ここを私たちはもう分かっているんです。だけど、皆さんのが、共に委員会は進んでいかないから、待っている。つまり、急いでもらいたい。

ここは委員長に聞きたいんですけど、委員長の進め方はもう、いささかというか、この、さっきの言い方だと何かこう、陳情を消してしまうことが目的みたいになっていて、そうじゃなくて真相を究明することが目的なはず。その真相を究明するスピード感が、確かに申請から1年たちましたと。その間、8月に皆さんで書き取りを見に行ってくださいって、もう2か月、3か月たっているわけですよ。そこを進んでいないということについては、もう手元にあるのに見られない。みんなが見られない状態。これを、いつまでに、どこまでに、仕事の仕方として日程のない仕事というのではないわけですね。だから、どこまでには明らかにしよう、どこまでにはお返ししよう、そういうふうな姿勢を、委員長の側として目途があるなら示していただいて、このみんなのストレスを少し解消してもらいたいなというふうに思います。

○小野委員長 はい。

まず、今の陳情を早く返してしまうというのは、それは大変心外です。そういうつもりでしたら、もう早々に返しています。お返しできる状態にないから返せていないし、また皆様がこれは継続ではないかということを毎回お諮りしているわけですから、（発言する者あり）まずは陳情書について。そこ、訂正していただきたいぐらいの話でした。

それから、おっしゃることは分かります。私どもも、もう閲覧ができて、それをすぐに見ることができる。皆さんが意外と早くにご覧になっていたので、もうすぐにでもそれは承認が下りるものだろうと思っていたんですけど、まさかこんなにかかってしまって、そして出来上がったものに関して、いざ、じゃあ皆様で見れるかどうかと、それはもう気持ちの中では皆様にご覧に入れたいのはやまやまなんですけれども、ただ、それも含めてご意見も分かれているわけです。それを、閲覧者ではない人たちに公開をすることに対するリーガル的な観点ではチェックはできているんですかとか、やっぱりそういうところも含めて、しっかりと委員会としてやってからやるべきではないでしょうかというご意見もありますので、それで、リーガルチェックということを、委員会として、では、やりましょうということになっていて、もう進みが、自分1人で動くのと委員会として進めていくのでは、遅いということは、それは比べられると、そのようにおっしゃりたいのもすごく

よく分かるんですけれども、それが別に、目途がないとかそういうことではなくて、ちょっと後ほど、リーガルチェックについてどういう状況になっているかというのは、事務局からの進捗を説明をしていただくんですけれども、決してそういうつもりではないです。

むしろ本当にこれについては、本当にはやお委員のこの1点だけなわけですよ。最後の最後、これだけですよね。ですので、ここをしっかりと早めに進めていくというのが、ここまでかかってしまっているというのは、本当に正直これは残念だなと思っています。ですけれども、ちょっと致し方ない。1個ずつ手続を踏んでいくと、どうしてもこういうふうになってしまいというの、大変申し訳ないんですけども、そこはご理解を頂くしかないなというふうに思っております。

ほかは。

○岩田委員 早く終わらせたいというのは分かります。全て解説して……

○小野委員長 終わらせたいんじゃなくて、進めたい。

○岩田委員 うん。いや、だから、それは全てを解説してということですよ、僕が言っているのは。早く解説して早く終わらせたいと言っているんです。ただ単に終わらせるだけじゃなくて、解説することがメインです。

○小野委員長 解説……

○岩田委員 で、倫理の話ですけども、これは議員だけじゃなくて、もちろん行政のほうも倫理は当然必要であって、これは議員に責任があると言うんですけど、そうではなく、議員も職員も共に責任がある。でもそれを、それで、何だ、それを判断するのが誰かというと、じゃあ、議員のほうにも逮捕者がいる。それで行政のほうにもいる。どっちがそれを判断するのかといったら、判断できないんで、だからこそ第三者委員会という話をしているんです、僕。まずは。

そして、あと、この議員が止められればこれは事件にならないというような方もいましたけど、そうではない。だって、これ、値段を知っているのは職員ですから。職員が止めれば事件にならなかった。だったらこれは、議員じゃないですよ。職員が止めれば事件にならない。これが正解ですよ。

そして、最後、リーガルチェックの話。私、委員長をはじめ皆さんに専門家の弁護士の方の意見書をお配りしていますけども、委員長、これをお読みになりましたか。

○小野委員長 読んでいます。これは非公式でお配りになるということでしたので、持ってきてくださったのは理解をしています。

○岩田委員 はい。そこには、これ、リーガルチェックで、この確定記録を見てきた。その情報を、委員会、議会、使うことは全く問題がない。そういうふうに書いてあります。そしてさらに、これは公益性のほうが重要視されるので問題がないということなんですが、ただ、あまり捕まった方の名前とかを露骨に何度も何度も使ったりするのは、社会復帰とかするのにちょっと弊害があるので、そこはちょっと配慮してねという程度であって、問題はない。

そして、訴訟リスクの話をされていた方もいました。訴訟……

○小野委員長 岩田委員、そのリーガルチェックの項目が後であります。

○岩田委員 いや、さっき委員長が何かリーガルチェックとちょっと言ったから。

○小野委員長 そこ、今、ほら、まだ陳情、陳情にかけてやってもらっていいです

か。

○岩田委員 じゃあ、いいです。後で言いますので、結構です。

○小野委員長 よろしいですか。

この陳情について、引き続きご意見を伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

白川委員。

○白川委員 私は区民感情のことと言っているんですね。区民が議員に対してどういうことを思うかというと、反省しろということなんですよね。これまで長い議員生活というのをやっていらっしゃる方はいっぱいいると思うんです。そこで、何か異変があったとか、何か違和感があったとかというのが恐らくあったと思うんですが、そういうものを無視したからこういったことが起こったということだろうと思うんです。だから、そういうのは掘り起こしてね、そういうのは掘り起こして反省していくというのが必要だろうと。それは区民感情として、議員はまず議員が反省しろということをやらなければならないんですよ。それが区民感情だから。

議員は行政に対してここが悪い、あそこが悪いというのをずっと掘り起こす。それも必要かもしれません。でも、区民が議員に求めているのは、もうとにかく倫理的にあれと。こういうことは二度と起こすなど、そこなんですよ。なぜそこがないがしろにされるんだというのを私は言っています。それは区民感情に沿うというのがそういうことだからです。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

小枝委員。

○小枝委員 「区民は」という主語で言うと、確かにいろんな区民がいると思いますけれども、懸念をしている区民の、特にこの陳情に関して言えば、議会と行政とのこの二元代表として在り方、要するに癒着ですね。裏で相談をして姿勢を決めていく。この官製談合というのは、まさにそのテーブルであった、議員黙れということ。その議員黙れというのをテカとしてやっていたのは逮捕された議員だったということで、そっちの側にいた議員もいたのかもしれないけれども、この癒着構造を何とかしない限り同じことが起きるだろうということは、薄々区民も分かっています。

なので、私も今日の委員会の、ぜひ委員会を傍聴してくださいねということでメールを送っているんですけども、そうすると、むしろこの内部告発をした部長を、冗談は入っているかもしれないけれども、区民のために身を粉にしてやってくれた。そういう人を区政の現場に送りたいぐらいだというような人もいるんです。つまり区民不信というのは、区民の区政に関する不信というのは様々あって、これは25人いたら25通りだと思いますけれども、今、23人ですけどね。そのところを、本当に感情的にならないで、今日は大詰めだと思いますので、先ほど小野委員長が、この中身を見ると、ここはもう終わっていることもあるよねというふうに言ったことをちょっと捉えて言いましたけれども、そのところはなしということを聞いていただいた上で、やはりもうここまで来たら、精力的に、もうスピーディーに結論を出していくということだけに神経を注ぐことが大事だというふうに思うので、日程感を持ってそこはやっていただきたいというふうに思います。

そして、加えて政治倫理条例のことを言っておくと、小野委員の会派所属の実力派の議員さんと、誰とは言いませんが、私がちょうど議会にいなかったときなんですけれども、議員の政治倫理条例の提案というのは、もう、まるっとしているんですよ、4人の提案で。

で、一応言っておきますけど、平成26年10月15日ですね、4人の提案で。そういうやり取りもありましたし、今の都議会でもつくりましたし、それで、どこでした、前橋では首長の倫理条例ができたりしていますね。そういう素材を合わせていけば、恐らく皆さんのが一番いいなと思う内容に、そんなに、反対する人はすればいいけれども、まずは条例案をつくって、足したり引いたりしていくことによって、そこはすぐにできるんじゃないのと。先送りはやめて結論を出していきましょうよということは皆さん同じだと思いますけども、ぜひ、イエス、ノーをはっきりしていくことが今は重要だというふうに思いますので、ちょっとよろしくお願ひします。

○小野委員長 はい。ご意見。

はやお委員。

○はやお委員 中身については、今回、リーガルチェックということになるので、趣旨からしたときの、私は傍聴に行きましたから、私はどの傍聴かというと、様々いろいろなことについての確認のできるものを、これがオープンになれば、明確にこの確定記録が分かれれば、そういう判断の流れになるだろうと思っています。これは、中身は言いませんよ。だけど、平たく言えば、元区議会議員、つまり元議長をされた方。それも直接、結局は元幹部とやってくれという文章が明確に残っているんです。だからこれは確認しましょう。

あと、当然のごとく直接やれということについて、元幹部も言っていました。それで、唯一違ったところは、元一元になりましたね。元副区長が、結局は、直接じゃなくて私を通してその情報を、そこだけの違いだけでも、指示はしていたということは明々白々に分かっているんです。

それと、判決文の中で、結局は元区議会議員が、私が、何年、結局は、これは判決文に出ていることですから明確でいいと思うんですけども、何年、裁判長が、あなたは当選してからずっとこのことについて知っていましたかという質問をした。これも文面に残っていますから、それも確定記録を見ていただけは分かるんですけど、そのときに答えたのは、いや、私は当選したときからじゃありません。5年、10年たってから分かりましたということは、差っ引けば15年から10年はもう分かっていたということなんですよ。つまり常態化されていたということが判決の中でも明々白々なんです。それを今度は刑事確定記録で明白にして、そして進めていくという段階に来ているからこそ、早く、この何ですかね、このリーガルチェックを明確にして、やっぱりそうだったねというだけなんです、本当に。やっぱりそうだったねというだけなんです。

だから、そのところは早くやったほうがいいと言っているのは、じゃあ、その中に本当に議員としての問題はどうだったのか。私はほんとびっくりしましたよ、聞かれたから。告白されましたから。そうしたときに言ったのは、本当に今でも前時代的なことをやっているのかと。だからそのぐらいにいやって、特異なことだと思っています。だから、どういうふうに組織的に制度をつくるのかということを真剣に話さなくちゃいけない。

そのためには、向かうべき方向が、新幹線で例えるなら、仙台に行くのか京都に行くのかと言っていて、200キロで走っていますよと。だけども、本来京都に行かなくちゃいけないので、仙台に向かっちゃ駄目なんですよ。だから方向性をしっかりと見せるために、この刑事確定記録を基にしっかりと我々がその把握をしていこう。結局は何かといったら、これによって明確になってくるのは、最終報告書に書いてあることは違っていたということ

となるんですよ。上司からの指示は確認が取れなかった。2020年前のはなかったということと違うじゃないですかということがこれで分かるから。そのところを早くやりましょうということの確認です。

○小野委員長 えごし委員。

○えごし委員 様々皆様からもご意見を頂いていましたけれども、これまでずっと委員会で話してきた。本当に皆さんその中でも話していただいた意見だったかなというふうに思います。陳情についてはこれまでやっぱり、しっかりとこの委員会の中で議論した結果をもってお返しするという話もされていましたので、私は委員長の言ったとおりこのまま継続ということでいいというふうに思っておりますので、まとめていただければと思います。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

白川委員。

○白川委員 私は別に継続、これまでやってきたことを否定するつもりもないし、継続に不満、否定するわけではありません。言っているのは、議員側の責任というのはなぜ問わないということを言っているだけなんですね。なぜ反省しないというところを言っているだけです。

これ、一般的に言って、議会がまとまらないときには調整役というのが権力を持って、そこで悪いことをすれば、そこで汚職というのが起こるという。当たり前なんですね。そのときに、意見が分かれたときにまとめるという作業をやるときに、もうまとめ役が1人しかいないと、その人に権力が集中しちゃうわけですよ。こういったときに議員ってどうすべきかということを考えるところだと私は思っていたんだけど、最初から、全然そういった話が出てこないで、指示があった、なかった、みたいな話ばっかりやっているから、ちょっとあきれたんですね。さすがに2年間これをやられたときには、何で議員の話をしないんだと。何遍も言ったけど、中には笑う人間までいましたよ、これ。本当ね、ちゃんとしましょう。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

副委員長。

○牛尾副委員長 本当に様々のご意見が出ました。はやおさんが、新幹線で仙台へ行くのかと。それとも京都へ行くのかという話をしましたけれど、委員会として、方向性は一緒だと思うんです。政治倫理条例をつくろうということについては、陳情書も出て、新たな委員会なり組織をつくって政治倫理条例を議論していきましょうということは、これは一致したし、刑事確定記録についても、見に行って、はやおさんが言ったとおり、最後、確認だけなんだということも、この委員会では一致していると思うんです。リーガルチェックの話は後から出てくると思うんですけども、確かに時間がかかっているというのはそのとおりで、これはほんとスピーディーをもってやっていかなければいけないというのはそのとおりだと思います。

ですので、方向性は、政治倫理条例にせよ、刑事確定記録にせよ、委員会としてはまとまっているんじゃないかと私は思っています。あとはもう本当にいかにスピーディーにやるかということだけだと思っていますので、この陳情については、まだはっきりしていない部分もありますので、継続にして、それでスピーディーに議論していくということでい

かがですかね。

○小野委員長 はい。ご意見をありがとうございます。

今いろいろと話が広がっているところではありますけれども、今、陳情審査というところで、皆様、この陳情についていかがいたしましょうか。3件、今まとめてやっていますけれども、取扱いについて、まずはちょっとこの段階で一旦皆様にお諮りをしたいんですけれども、今、継続というご意見が出てきましたけど、継続でよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○小野委員長 はい。ありがとうございます。それでは、本件3件の陳情については継続の取扱いとさせていただきます。

以上で、送付6-6、送付6-7、送付6-12の陳情審査を終了し、日程1、陳情審査を終了いたします。

次に、日程2、刑事確定記録の閲覧についてに入ります。（1）リーガルチェックに関する委員への意見募集結果についてです。前回、10月3日の委員会で、第二東京弁護士会からご推薦いただいた2名の弁護士に、刑事確定記録の閲覧に関するリーガルチェックをお願いする方向で確認させていただきました。ほかの意見がある場合や調査事項に関する意見がある場合は、10月14日までにご意見をご提案していただくようお願いしたところでしたけれども、その結果を別紙資料にまとめてありますので、一度ご確認をお願いいたします。

こちらについては既にご確認を頂いている方が多いと思うんですけど、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○小野委員長 はい。ちょっとタブレットだと字が小さいかもしれませんけど。はい。ありがとうございます。

次に、（2）リーガルチェックの依頼状況についてです。こちらについては、各委員からのご意見をまとめ、11月17日に、私、小野と、それから牛尾副委員長の2名で、弁護士にリーガルチェックを依頼いたしました。お手元のタブレットでは、⑤のマーカーが入っているA4判のところ、この資料なんですけれども、こちらをお渡しした上で依頼しております。

こちら、今回皆様にご意見を伺ったかった意図というのは、もうご承知だと思うんですけども、2点でした。閲覧メモを委員会で取り扱う場合、注意する事項は何か。どのような場合、刑事確定訴訟記録法第6条、「みだりに用いて」という部分に抵触するか。2、閲覧メモを委員会資料とする場合、公開情報としてよいか。マスキングは必要か。委員限りとしたほうがよいか。この2点についてご意見を収集いたしました。これに該当するものを今ご覧いただいているA4の資料にまとめたものでして、こちらをお渡ししております。

これ、それぞれお名前が入っていて、そして右側に内容が入ってあるんですけども、小枝委員のところの⑤番の「八田進二監修」で始まるところ、こちらだけがこの2点とはちょっと毛色が違うものではあるんですけども、ただ、これも一緒にまとめてお渡しをしております。

これについては、いろいろと先生にご意見を聞く中で、この委員会で確認をしたい、こ

の2点に照らし合わせての回答というのを早めに頂きたいということをお願いしてはいるんですけども、例えば⑤番が入る、入らないによって、時期、進捗が変わるかどうかとか、その辺りのところも少し今確認をしていただいているところです。

細かいことについてなんですが、細かいというのは、事務的なことについては、区議会事務局から補足の説明をお願いしようと思いますので、まずは一旦事務局の次長からご説明を頂くということでよろしいでしょうか。その後、ご質問を伺いたいと思います。ご意見を、質疑を受けたいと思います。よろしいですか。

次長。

○石綿区議会事務局次長 それでは、私のほうから、委員長のご説明を補足してご説明させていただきます。

リーガルチェックの進捗状況についてでございます。委員長がご案内のとおり、去る1月17日、リーガルチェックをお願いいたしまして、2名の弁護士の方に対しまして、正副委員長から正式に、今回のこのご質問事項に関する回答を委託によりお願いしたいということで、この時点でお願いをもう既に済んでいるというような状況であります。リーガルチェックを委託した際のこの成果物となる報告書に関しましては、昨日の段階で弁護士の方にご確認をさせていただいたところ、その時点では1月上旬頃には提出ができるだろうというご回答を頂いているところでございます。

ご説明は以上でございます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

ということで、今、時期的に1月上旬にはこちらに届きそうだということなんですけれども、この件を含めて質疑をお受けしたいと思います。

○岩田委員 先ほど、すみません、このところでやるべきところをちょっと入っちゃいましたけども、私が依頼した弁護士からの意見書を委員長も読んでくださったということで、その意見書を見ると、我々が委員会の中で使う、議会の中で使う、資料として使うというのは、「みだりに用いる」には当てはまらないというような結論でした。また、公開するということも問題ないと。ただ、犯罪を犯してしまった人の名前とかをあまりにも繰り返し何度も何度も使うということとかは、その人の社会復帰なんかを阻害するおそれがあるので、名前はなるべく、ちょっとそこは考えてほしいなというところでした。

そして、訴訟リスクの話もありました。訴訟リスクは、訴訟リスクって普通に誰が生活していくこともあるものです。普通に道を歩いていてもいきなり訴訟というような話はあるわけで。ただ、訴訟を起こされて、勝つか負けるかといったら、負ける可能性は極めて低いというような結論も出ております。

それで、ちょっと、言っちゃなんんですけど、遅いですよね。17日に依頼して、それで1月上旬って、もう私が依頼したほうはもうできているわけですから、そこはちょっと早くしてもらわないと、ねえ、皆さんも早く進めましょう、進めましょうと言っている割には、ちょっと委員長、遅いと思うんですよね、何か。と思います。

○小野委員長 はい。先ほどから申し上げていますけど、よろしいですか。

では、まずこの確定記録、私どもがメモをしてきた確定記録というところ、まずはある程度見てもらわなきゃいけないわけですよ。そういうところも含めて、遅いというのは、それは自分たちの仕事と比べておっしゃっているのかもしれないですけれども、こちらも

別に、遅くしてくださいとか、ゆっくりでいいですなんていうことは一言も言っていません。こういうことをしっかりと確認した上で、また、私たちは個人で活動しているんではなくて、公式な委員会というところで活動しているわけですから、やっぱりこれについては賛否が委員の皆様の中にもありますので、やっぱりそれなりの手順手続というところをしっかりと踏んだ上でリーガルチェックの結論を頂き、それをもって皆様でどうするかという判断に行くというところで、このスケジュールになっておりますので、そこはご理解を下さい。

それでは、小枝委員。あ、失礼、どちらですか。岩田委員。

○岩田委員 委員長、今、今回の件の中身を見てもらって、そしていろいろ判断してもらうと言ったんですけど、それは違いますよ。あくまでも確定記録を委員会の中や議会の中で資料として使うことが是か非かという話だけあって、その事件がどうだということによって結論が変わるなんていうのはおかしいですよ。

○小野委員長 そういうことではないです。

○岩田委員 いや、そういうふうに言ったじゃないですか。

○小野委員長 いやいや、そういう、そこまでのことは言っていないです。

○岩田委員 いや、言いましたよ。

○小野委員長 マスキングも含めてというところなわけですから。

失礼しました。小枝委員、どうぞ。

○小枝委員 そうですね、前回の10月3日の委員会で、第二弁護士会、区の法律相談を通じて紹介された関係で、第二弁護士会から紹介された弁護士ということで、お二人の名前を委員限りで挙げていただいたということです。その10月3日から、面談したのが1月17ということなんだけれども、確かに、何というのかな、何とか年内に終わらせようとか、そういうような気持ちが私はあったんですけれども、そういう流れではないなというのは、どうするんだろう。じゃあ、1月上旬というんだったら、新年会をやっている場合じゃないですよね。大急ぎでやらないと。

○小野委員長 いや、どこかで皆さん、日程は、それは。

○小枝委員 うん。

○小野委員長 届き次第、皆さんにご相談します。

○小枝委員 そうですね。

あと、ちらっと言っていた、⑤のところがあるかないかによって言ったんですけれども、そこも、今はスピードのほうが大事なので、もう⑤のところがないことによって早く来るんであれば、私としては、委員会確認の上のまとめがありますので、そのところをぜひまとめて、早くまとめてもらいたい。

それから、岩田さんがリーダーシップ取ってくれて、福島至先生のほうにお願いをしたこの内容とほぼ一致している意見書なんです。恐らく司法試験に受かった方ならほぼ同じものを出されてくると思うんですけれども、ぜひそちらの先生に、この意見書、リーガルチェックのほうもお渡しいただいて、議員としても、やはり少数意見であれ何であれ、責任と留保というのはありますので、本当はここの委員会でぜひ合わせていくって、参考にしてもらいたいんです。内容的には非常に、逐条解説書も書いている人ですから、コメント欄を書いている人ですから、非常に偏りなく明快な、見解も明快でありながら、かつ

配慮すべきところは配慮していて、方法論についても述べられているところがありますので、大変参考になるということがありますので、私たちも政務活動費でお金を払ってやっていることですので、公式にしっかりと使っていただきたい。

前回そういう提案も申し上げたわけなんですけれども、本当はコメントを書いている、こちらのやり方でいけば、もうすっかりとできていたということもあるのでね。でもそれに固執すると話が進まない。であれば、こちらの出された意見書、リーガルチェックについても公式の記録として扱っていただきたいことと同時に、二弁の先生方のほうに、少数会派のほうから出てきたものだけれどもということで提供していただけたら、参考になるんじゃないかと思います。いかがでしょうか。

○小野委員長 はい。暫時休憩します。

午後2時15分休憩

午後2時25分再開

○小野委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、引き続き、様々ご意見がございましたけれども、引き続き、区議会事務局から説明をお願いいたします。

○石綿区議会事務局次長 先ほど弁護士の方にリーガルチェックをお願いしているというご説明をさせていただきましたが、追加をして情報提供させていただきたいと思います。

まずこの弁護士さんでございますが、ご案内のとおり、第二弁護士会にご推薦を過去頂きました先生にお願いしているという状況でございまして、お名前は森岡誠弁護士と黒田修平弁護士、以上2名の弁護士さんにお願いをしている状況でございます。

お願いしているリーガルチェックの内容は、お手元に配付のとおりの項目一覧でございますが、こちらに関しまして、これまでご意見等で頂いておりますけれども、委員会の資料に資するような形でということもございましたし、署名をお願いしてということもありましたので、それらも踏まえて、報告書の形でご提出をお願いしたいというような委託の内容になっております。

○小野委員長 はい。引き続きのご説明でしたけれども、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、この弁護士からのリーガルチェックの結果の、おおよそこの日付で届きます。日付というか、1月上旬ということで先ほど申し上げてはいるんですけども、またその辺りが明確になりましたら、皆様にお知らせをしたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、以上で、日程2、刑事確定記録の閲覧についてを終了したいと思います。

次に、日程3、そのほかに入ります。委員の皆様から何かございますか。

○はやお委員 ちょっと確認をしたいんですね。というのは、決算特別委員会の総括の折に、政策経営部長のほうから、私が関与していたから自首を促すのが普通じゃないかというような答弁を、聞いてもいないことで答弁された。それはいいですよ。そこはもう指摘

しましたから。反問権、反駁権がないのにそうしたというところですね。

私はもう当然それは必要だ。すぐに自首なんていうのは難しい。そこは確認しました、ある法律家に。そしたら、こういうふうな答えを頂いたんですね。自首をさせるべきだったんじゃねえかという話について、捜査機関に、捜査請求人、あ、この自ら官製談合を行ったと。自首しても、官製談合という性質上、関係者への捜査が必要であると。仮に捜査に進展しない状態で自首した事実が関係者に発覚した場合、結局は官製談合の話を持ちかけた副区長をはじめとした自首した者以外の間で証拠隠滅が行われる可能性が大きいから、これは当たり前なんだということなんです。つまり自首ということはあり得ないです、官製談合、こういうような問題については。それはまず押さえたいと思います。

結局は、私のほうからこう言われた中で、言ってくれということで、まあこれはいいでしょう。私が、結局はA4判のこの今回の罪に問われた元幹部の告発、情報提供のやつ、ここをちょっと抜粋しながらちょっと読み上げさせていただく。これは私に頂いたものですからね。それとあと、これについては刑事確定記録の中にも載っていました、証拠として。今回、刑事確定記録として閲覧してきて持ってくることにはなっていますが、ポイントだけ言います。

私は、この罪については、ほんと重たいと。たとえ幹部であろうと今回ることは重たいと思っています。でも、今回について、私がすぐ組織犯罪と言うと、よく言われるんですよ、職員の方から。我々はやっていません。そのとおりです。99.9%はやっていないんですよ。だけども、2人以上になったら、組織的犯罪、組織犯罪になる。そういう中で、本当に私は今回の元幹部のところで苦しい思いが、結局は私が頂いた文章をそのまま読みます。ちょっと一部省略するところ。もし欲しければ、いつでも私はオープンにするつもり。あと、混乱するんで、名前は直接なものは入れません。

これは、先ほど刑事確定記録にもありました。まず、令和4年8月30日にこの書類を告発したというふうに聞いています。そして、そこに書いてあるのは、警視庁捜査第2課第2知能犯捜査情報係御中ということで、結局その内容は、元千代田区議会議員に係る情報提供という内容です。そこに書かれている内容が、令和7年7月30日、江東区の元区議のあっせん収賄容疑の逮捕が報道されましたと。逮捕の容疑は、区が発注した清掃管理業務の指名競争入札に当たり、同区議が区職員に事前に情報を漏らすような働きかけ、聞き出し情報を業者に伝えた見返りに、業者から現金30万円を受領したというものですと。この報道を受け、一巡しましたが、千代田区にも類似の事例があることを報告する決意をいたしましたという文なんです。

そこの中に何を書いてあるかというと、元区議は元区議会議長でもあり、これまでの契約担当の幹部職員は、元区議本人及び事務方トップである当時の元副区長の指示で、こうした違法と言える行為に従わざるを得ない状況にありましたと書いてある。またちょっと飛びます。今般の、つまり先ほどの江東の報道を受け、8月に入り、元区議は当該行為に係った、結局は区幹部に対して、その隠蔽のための連絡をしており、元区議本人には自身が違法行為を行っている認識はあると考えられます。というふうに、実際今回捕まった人間はそういうのを、文章を作っているんですね。

最後のところ、僕はこれを聞いていると、応援するとか応援しないとかということじゃなくて、これが僕は地方公務員の思いだ、魂だと思っているんですね。それは、本書状を

受領される側の観点に立てば、匿名の情報提供は客觀性や信頼性の点で評価に劣ることは重々承知しております。しかしながら、契約に携わった職員として、今の立場でできる善後策はこの方法しかありませんでした。つまり2課に送ったのはね。本情報はかなり確度の高いものであり、別添の契約担当幹部の中には事情聴取に応じる覚悟の者もおります。つまり、この事情聴取というのは捕まった人間です。幹部です。本件を明らかにしていただくことは、区民はもとより、公務員として職責に真摯に向き合う区職員にも資することは間違ひありません。匿名での情報提供をご容赦いただき、本件にお取り組みいただけることを切に願います。本件は事務方トップも関わっていたため、庁内の公益通報制度に期待を持てず、残念ながら千代田区役所の現体制下では握りつぶされてしまうことへの危惧の念がまさります。警察に頼るほかない、この切実な思いをどうか受け止めていただきたく、職務に多忙の折、甚だ恐縮ではございますが、お取り計らい賜りますよう心よりお願い申し上げます。千代田区元契約課職員有志。と書いてあるんです。

これについて、本当に罪の意識を持っているんですよ。だけど、やったことに関してはもうかばいようがないんです。そういう悩ましい中で、どういうふうにこの制度をもう一度見直して、こういうことがあってはならぬとするということが大切だ。でも、それがいつもの答弁のところで、自首させるべきだった。それで挙げ句の果てに、私があたかも利害関係者かのような言い方をされて。私はいいですよ、どうでも。何がどういうことになろうともいいんです。私はもう本当に坂本龍馬の、世の人は我を何とも言わばいい。我なすことは我のみぞ知る。その思いでなければ、のことなんてやれませんよ。

そういう中に、本気でこういうことをどういうふうに向き合っていくのか。制度をどういうふうにするべきなのか。こういうことを考えてほしいということですっと訴えてきました。

自首ということに関して政策経営部長が言ったことについて、もし答弁いただけるなら答弁してください。これについてはこれ以上やり取りするつもりはないですけれども、こういう思いの中から彼は告発しているんです。私も本当に困りました。急に連絡が来たときに、大変なことを聞いたと思ったら思っていますよ。つままれちゃったと思っていますよ。そういう中に私はずっと刑事確定記録の必要性を説いてきたというのが経緯です。まあ、お答えいただいて、それ以上のことについてやり取りするつもりはないんですけど、もし、議事整理でやってください。

○小野委員長 答弁しますか。（発言する者多数あり）こっちは……

○村木政策経営部長 一応。委員長。政策経営部長です。

○小野委員長 政策経営部長。

○村木政策経営部長 ただいまはやお委員のほうから、いいのかな、先日の決算特別委員会の際のご答弁に関してお話をありましたので、私のほうから少しご答弁させていただきます。

あの際にも申し上げましたとおり、私といたしましては、素朴な疑問といたしまして、犯罪を打ち明けられるときには自首しなさいと言うのが普通かなと思ったので、その素朴な疑問を申し上げたまでです。自首であろうが匿名の通報であろうが、それによって警察が動き出すということは変わりはないですから、自首をしたから警察が動いて本人に知られてしまう。匿名だから知られない。そういうことはないというふうな認識でござい

ます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

永田委員。

○永田委員 この答弁を聞いて考えるところがあったんですけども、今、意見を聞いていると、元職員の懲役1年6か月、3年の執行猶予は重いと言っていましたけど、そういう有罪になった人に何か擁護したりとかするのは、この委員会の中でふさわしくないと思うんです。元議員に対してもそうです。擁護するということは、何か代弁者なんですかと言われてもしょうがないんです。それで、本来ならば自首するべきものを、匿名の契約課有志。契約課有志って、誰のことを言っているんですか。分かれば教えてください。（発言する者あり）

○小野委員長 いや、分からぬ。（発言する者あり）

○永田委員 情報があれば。ただの怪文書だと思うんです。

○小野委員長 政策経営部長。

○村木政策経営部長 一般論ということで申し上げます。有志というと、普通は複数の人間というふうな印象を持ちます。ただ、国語の辞書的には1人でも有志とは言うそうです。ただ、それがどういう方かというのは、ちょっと私としてはちょっと何ともご答弁いたしかねるところでございます。

○小野委員長 永田委員。

○永田委員 この委員会当初から、やはり有罪になった元職員から相談を受けた人が委員会でいろいろ発言するということは、問題ではないかということを指摘しているんです。でも、委員会の中ではそれは受け止められずに、このように今も発言していましたけども、結果的に何で有罪になったかということを考えると、江東区の件では不起訴になったかもしれないけども、そこにはいろいろな要素があるはずなんです。刑事確定記録の中にもあるはずなんですよ。

私は刑事確定記録を見ていませんが、この有罪になった元職員、処遇に不満があったということは以前から聞いていました。例えば、もう皆さんご存じのとおり、教育長になりたいという相談を何人かの議員についていて、私も当時、有罪になった議員から、そういう相談をされているけどおまえはどう思うかと聞かれたこともありました。私はそういうような、ふさわしいと思わないとそのとき言いました。そのときに相談された人にも同じような相談があったのかもしれない。それが分からないですけども、そうであれば、自分の処遇に不満を持って、庁内に今の自分の処遇に対したそうした不満のはけ口としてそういった情報漏えいが行われたのであれば、それはまた別にその件を考えて、調べ直さないといけないと思うんです。それは、刑事確定記録を見ていないけども、私のこれまでの得た情報の中でそういうふうに感じているんですね。それは多分、今ここにいらっしゃる職員の皆さんも、有罪になった元職員の考え方というのは多分知っていると思うんですよ。

だから、何度も言いますけども、有罪になった職員から相談を受けた人がここで発言することは問題だということは改めて言っておきます。

○小野委員長 はい。

この件ですか。

○はやお委員 はい。この件。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 ちょっと勘違いされているのは、この、罪は重たいというのは、こういうことをやってしまったということは非常に問題であるという意味で重たいと。罪が重たいからもっと軽減しろという意味では言っていないということが一つ。

あと、結局このところについて確認をさせていただきたいことが、私は、今回の刑事確定記録でも事情聴取されている供述調書はないです。それと、一度も2課から呼ばれて任意での徵収もされていません。それはどういう意味かといったら、関係ないということなんですよ。ただ、確かに言われたことも事実。

そして、今、話の中であった、副区長の件について相談されたんじゃないか。全くありません。確認もしました。あなたからそんなことはあったかと。俺は聞いたことは一度もない。でもそういうふうにうわさがある。そしたら、ありませんと。何であなたはそういうことを捕まった区議に言ったんだ、元区議に言ったんだと言ったらば、様々な話が出てきました。ある駅で、ほかの人を副区長に推薦してもらったというある方が、その捕まった方に話したものですから、彼の非常に軽率な、私もそれだったらというような言い方、それが問題だと私は言いましたよ。そういうことの問題じゃないということで、今回のことが、私はそういうふうに聞いております。

もしこういうことについていろいろ様々言うのであれば、私の偽証罪がどうのこうのというんであれば、これは事務執行には関わらないことだと思いますけれども、100条調査権でやっていただいて構わないです。

あと、これについてやるんであれば、当然のごとく全ての関係者を呼んでいただいて、偽証罪を説いていただくという形になると思いますけれども、このところについては、私の内容は今のとおりです。

だから、このところについて、分からぬからそういう話になったとは思いますけれども、いろいろなことが擦れ違いの中でやってきており、憶測の中でやってきたということが事実であるということを今説明させていただきました。

以上です。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 たった一つの真実というのは、この千代田区の官製談合事件というのは、元部長が内部告発しなければ明らかにならなかつた。そして、それは1人の議員が強いパワーを持って仕切りを、今でもやっていたでしょう。そして、もう一つの真実は、その悪者にされている当該部長がいない前の段階でも後の段階でも、官製談合は起きているんですよ。だから、いるかいないかというのは全く関係ない。つまり1人だけを悪者にして、そして上司からの指示命令がなかったことにしたことによって、退職金の剥奪ということをしてきた。こういうこの、何というんですかね。結局は告発者潰しですよ。全国至るところで起きているそういう嫌がらせのようなことが、私はこの事件の背後にあると。そして、指示命令をした、要するに皆様の側の人は無罪、何も、何の関与もないというふうにしてしまう。議員までがそういうことを言う。

○小野委員長 いや……

○小枝委員 つまり、そういうことをおっしゃる議員さんは、それでは、この体制がずっと続けばよかったんですかということなんですよ。そういうことを私は……

○小野委員長 いや、ちょっとそこ行き過ぎ……

○小枝委員 この委員会の根幹に関わる問題だと思うので。（「論点が違います」と呼ぶ者あり）でも、事実ですよ。（発言する者あり）

○小野委員長 いや……

○小枝委員 うん。まあ、そななんだろうけれども、（発言する者あり）公益通報、いや、私はね、なぜ、彼、その元部長のことばかりを皆さんがこうやってスケープゴートにするのかということについては……

○小野委員長 あの、スケープゴートにこの委員会でしているという事実はないです。

○小枝委員 もう今の発言の中にはそういう部分があって、それを委員長は止めなかった。

○小野委員長 いや、そう……

○小枝委員 それは、1人だけをそういうことにするのは……

○小野委員長 いや、1人だけでなく。

○小枝委員 人権の問題として。

○小野委員長 いや、人権と言われ……

○小枝委員 なってくるんですよ。そして確定記録を一方で見せない。

○小野委員長 いや、見せないんじゃないですよ。

○小枝委員 私はね、もうずっと早くから、いいですか、業者の確定記録も読んでいるんですよ。

○小野委員長 はい。確定記録の件は先ほどもそう。

○小枝委員 皆さん、見に行けばいつでも見られるんですよ。それを見もしないで、元部長が悪いというふうにするのは問題。

○小野委員長 一番見る必要があるということをおっしゃっていたのは、はやお委員だったわけです。で、はやお委員も一緒に行って、そして当然それだけじゃなくて、皆様に公開するんであればいろんな立場の方をということで、確定記録を委員会の委員として……

○小枝委員 委員長、しっかりね……

○小野委員長 行っているわけですので、そこはもうその話には戻られると困っちゃうので。

○小枝委員 だから、とにかく確定記録を読まないことには、こういう話になっちゃうので、確定記録をしっかりとみんなで共有するということでお願いしたい。早く。

○小野委員長 はい。で、確定記録を、おっしゃるとおりで、例えば個々で見に行くのは自由です。例えばここに、小林委員、書いてあります。小野なりこ委員長と牛尾副委員長にお伺いしますということで書いてあります。以前もこれはご説明したので今日出てこなかったんですけども、確定記録を、これが当該委員に対して共有がなされていない状況でして、この共有についての今リーガルチェックをやっているわけであって、何もなく共有がされるんだったら、それはそれで本当にいいんですけども、やっぱり委員会としてやっていることですので、ですので、今こういう手順を経ているということをご理解いただきたいと思います。（発言する者あり）

○永田委員 ……論点が切り替わっちゃったから、1点だけいいですか。

○小野委員長 はい。永田委員。

○永田委員 ……ことに対してなんですけれども、先ほど言ったようなことを、利害関係

者がこの委員会で発言するということに、（発言する者あり）いや、じゃあ、自分で相談を受けたと言っているから、相談を受けたということは利害関係者であり、擁護する可能性もあるわけなんですね。そういういた委員がいるということを、本当にそれでいいのかどうか。それを諮ってほしいんですよ。

○小野委員長 はい。暫時休憩します。

午後2時46分休憩

午後2時49分再開

○小野委員長 それでは、再開いたします。

様々ご意見が出ましたけれども、まずリーガルチェックが出てからということで、またそのときにご議論いただくということでお願いをいたします。

それでは、その他については、ここでよろしいですね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○小野委員長 はい。

理事者から何かございますか。（「特にございません」と呼ぶ者あり）ございませんか。はい。

最後に、日程4の閉会、（発言する者あり）ああ、失礼いたしました。のざわ委員。これ、その他ですか。（発言する者あり）

○のざわ委員 一つ、本日、岩田委員と小枝委員から意見書を頂きまして、本当に個人的には、委員会の外の資料ですが、大変勉強になりましたので、先生と、岩田先生と小枝委員に心より御礼申し上げます。ありがとうございました。（発言する者あり）

○小野委員長 はい。

それでは、ほか、よろしいでしょうか。

最後に、日程4の閉会中の特定事件継続調査事項についてです。閉会中といえども当委員会が開催できるよう議長に申し出たいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○小野委員長 はい。それでは、以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時50分閉会